

第13回 定時株主総会 招集ご通知



Agratio urban design Inc.

開催日時

2022年6月24日(金曜日)午前10時
(受付開始：午前9時15分)

議決権行使期限

2022年6月23日(木曜日)午後6時00分まで

CONTENTS

第13回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
決議事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
(添付書類)	
事業報告	9
計算書類	25
監査報告書	28

「スマート行使」と「ネットで招集」で
議決権行使が簡単・便利に

「ネットで招集」について、詳しくはP.5をご参照ください。

<https://s.srdb.jp/3467/>



Provided by TAKARA Printing



第13回 定時株主総会 招集ご通知

(証券コード3467)

2022年6月3日

株主各位

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
アグレ都市デザイン株式会社
代表取締役 大林 竜一

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当会社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日(木曜日)午後6時00分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、今後、株主総会当日までの状況変化に伴いまして株主総会の運営・会場に変更が生じた場合には、当社ホームページにてお知らせいたしますので、ご出席前に必ずご確認をお願い申し上げます。

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

お手元のパソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月24日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時15分)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビル47階 新宿住友スカイルーム
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場内は株主様同士のお席の間隔を広く取らせていただきますので、充分なお席が確保できない可能性がございます。そのため当日ご来場いただいても満席時にはご入場を制限させて頂く場合があります。
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第13期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告及び
計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
第 1 号 議 案 剰余金の処分の件
第 2 号 議 案 定款一部変更の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ お土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
 - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人は、定款の定めにより、議決権を有する当社株主様1名とさせていただきます。
 - ◎ 本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://about.agr-urban.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
従いまして、本招集ご通知の添付書類は監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
 - ◎ 本招集ご通知の添付書類及び株主総会参考書類の記載事項について、修正事項が生じた場合には、当社ウェブサイト(<https://about.agr-urban.co.jp/>)にて修正後の内容をご案内いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。
議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。
株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へのご出席による議決権行使



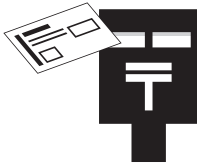
同封の議決権行使書用紙を
ご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

当日の議事資料として、本招集ご通知をご持参ください。

株主総会開催日時

2022年6月24日（金）午前10時

書面（郵送）による議決権行使



同封の
議決権行使書用紙に
議案に対する賛否を
ご記入いただき
ご返送ください。

行使期限

2022年6月23日（木）
午後6時00分到着分まで

インターネットによる議決権行使



当社指定の
議決権行使ウェブサイト
にて議案に対する賛否を
ご入力ください。

行使期限

2022年6月23日（木）
午後6時00分受付分まで

詳細につきましては、次頁をご参照ください。

お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行(株)証券代行部（以下）までお問い合わせください。

「スマート行使」 「議決権行使ウェブサイト」の
操作方法等に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524**
(年末年始を除く 9:00~21:00)

上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324**
(平日 9:00~17:00)

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード*1をスマートフォン等でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）およびパスワードのご入力は不要です）。「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

2. 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

議決権行使ウェブサイト



<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

携帯電話またはスマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して、「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。



当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（上記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード（ID）およびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

- (1) 議決権行使コード（ID）およびパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (2) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- (3) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 行使期限は2022年6月23日（木曜日）午後6時00分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- (3) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- (4) インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

以上

*1 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(ご参考)



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!

「ネットで招集」のご案内



本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。
ぜひ、ご活用ください。

アクセスはこちら!! ▶ <https://s.srdb.jp/3467/>

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。
パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

POINT ① 議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス

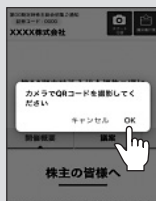
このボタンからインターネット議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

POINT ② 「スマート行使」に簡単アクセス!

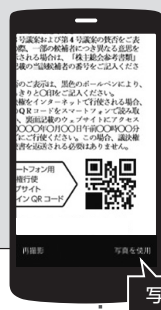
カメラが起動し、議決権行使書用紙のQRコードを撮影すると、ID・パスワードなしで議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。



「スマート行使」ボタンをタッチ後「OK」を選択でカメラが起動します。



議決権行使書用紙のQRコードを撮影し、撮影した写真の画面で「写真を使用」をタッチ。



写真を使用

「OK」を選択後、「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」へアクセスいただけます。



POINT ③ 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。



POINT ④ 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連動しています。



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策のひとつと認識しており、現在及び今後の事業収益をベースに、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針とし、各期の業績や社会情勢を勘案して、利益配分を検討してまいります。

具体的には、当期純利益の30%を配当額の目途として(配当性向30%)、各期の業績に応じた配当を実施してまいります。

このような基本方針に基づき、当期の業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当をさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金75円 総額430,717,275円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨(変更案第15条第1項)及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨(変更案第15条第2項)を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上

(添付書類)

事業報告

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期にわたる中、ワクチン接種率の向上などにより感染者数は大幅に減少し、段階的に経済活動再開の兆しが見られましたが、足元では新たな変異株の出現や、ウクライナ問題の激化・長期化により、景気の先行きには依然として不透明感が漂っております。

当社の属する不動産業界におきましては、「ウッドショック」と呼ばれる世界的な木材需給の逼迫による価格高騰や供給不足の長期化懸念、住宅設備機器等のサプライチェーンの混乱、良質な事業用地を巡る競争の激化、職人の高齢化、新型コロナウイルス感染症の拡大による消費マインドや雇用・所得環境への影響などネガティブ要因はあるものの、低金利融資の継続や住宅取得に係る税制優遇策、在宅勤務の浸透など、ライフスタイルの多様化による消費者の住宅に対する関心の高まりが追い風となり、住宅需要は前事業年度に引き続き堅調に推移いたしました。

このような事業環境のもと、当社は引き続き良質な事業用地の取得に注力するとともに、自社設計・自社施工管理によるデザイン性・機能性に優れた戸建住宅の供給に努め、お客様に対する商品訴求力の更なる強化を目的に、SNSを積極的に活用するなど自社販売手法のブラッシュアップに努めてまいりました。

また、2021年4月に、たまプラーザ支店(神奈川県横浜市青葉区)を東京都世田谷区へ移転し、「自由が丘支店」として新たに営業を開始いたしました。既存の神奈川エリアでの業容を保持しつつ、本格的に東京都城南エリアに進出することにより、戸建販売事業の更なる拡大と併せてアセットソリューション事業の情報収集に寄与することを企図しております。

これにより、コア事業である戸建販売事業は新宿本店、吉祥寺支店、東京支店、自由が丘支店の4拠点体制となりました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高23,763,786千円(前年同期比16.0%増)、売上総利益4,067,950千円(同34.5%増)、営業利益2,252,117千円(同72.5%増)、経常利益2,040,363千円(同79.4%増)、当期純利益1,411,695千円(同80.2%増)と、売上高・各段階利益ともに過去最高値を更新いたしました。

セグメント別の業績を示しますと、次のとおりであります。

なお、当事業年度より報告セグメントを従来の単一セグメントから「戸建販売事業」と「アセットソリューション事業」の2区分に変更しております。以下の前年同期比較につきましては、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で表示しております。

(戸建販売事業)

戸建販売事業においては、自社ブランドである「アグレシオ・シリーズ」を中心に戸建住宅343棟、戸建用地20区画、その他6棟(注文住宅4棟・法人建築請負2棟)の引渡しなどにより、売上高22,662,183千円(前年同期比15.5%増)、経常利益2,535,732千円(同48.0%増)を計上いたしました。

なお、内容別の引渡件数・売上高は以下のとおりであります。

内容	件数(棟・区画)	売上高(千円)	前年同期比(%)
戸建住宅	343	20,324,287	+15.5
戸建用地	20	2,181,226	+23.6
その他	6	156,668	△40.8
合計	369	22,662,183	+15.5

(アセットソリューション事業)

アセットソリューション事業においては、投資家向け収益マンション1棟、マンション等の建設を目的とする事業用地4区画の引き渡しなどにより、売上高1,101,603千円(前年同期比27.6%増)、経常利益108,842千円(同468.6%増)を計上いたしました。

なお、内容別の引渡件数・売上高は以下のとおりであります。

内容	件数(棟・区画)	売上高(千円)	前年同期比(%)
収益マンション	1	408,323	-
マンション等事業用地	4	685,196	△20.4
その他	-	8,083	+172.8
合計	5	1,101,603	+27.6

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施いたしました当社の設備投資の総額(無形固定資産を含む)は23,987千円であり、その主な内訳は自由が丘支店の開設に伴う事務所工事一式13,036千円、同移転等に伴う事務機器2,900千円、営業車両(1台)の取得5,102千円であります。

なお、当事業年度において、重要な設備の除却・売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達については、経常的な資金調達のみであり、特に記載すべき事項はありません。

(4) 企業結合の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

項目別	期別	第10期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	第11期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	第12期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	第13期 (当事業年度) (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
	売上高	(千円)	15,713,782	18,153,802	20,485,383
経常利益	(千円)	363,512	529,747	1,137,422	2,040,363
当期純利益	(千円)	245,867	355,275	783,521	1,411,695
1株当たり 当期純利益	(円)	43.16	62.32	137.44	246.29
総資産	(千円)	14,378,625	12,564,078	13,959,716	19,491,581
純資産	(千円)	2,599,164	2,840,421	3,521,326	4,705,628

(6) 対処すべき課題

当社は、2009年4月の創業以来、長きにわたるデフレ経済のなかで、自社設計・自社施工管理による商品の差別化によって、戸建住宅の分譲を中心に事業を展開してまいりました。

昨今の日本経済は、新型コロナウイルス感染症は未だ終息の兆しが見えず、また、ウクライナ問題も長期化の様相を呈しており、依然として景気の先行きには不透明感が漂っております。

当社の属する不動産業界におきましては、低金利融資の継続や住宅取得に係る税制優遇策、在宅勤務の浸透によるライフスタイルの多様化に伴い、当社がターゲットとするミドルからアッパーミドルの所得層の方の需要は引き続き底堅いものと考えておりますが、コロナ禍による世界的なサプライチェーンの混乱や、解消の兆しが見られたウッドショックがウクライナ問題により再燃し、木材等の需給がひっ迫傾向にあるなど、事業環境の先行きは楽観視できない状況にあります。

このような中において当社は、企業理念の実現を通じて企業価値の向上を図るため、以下の課題を自らに課して業務を推進しております。

① お客様への商品訴求力の強化

当社は、大半の戸建プロジェクトにおきまして、不動産仲介業者を介さず、当社従業員が直接お客様と相対して商品のご説明及び商談を行う自社販売を行っております。

これは、ご購入いただいたお客様だけでなく、ご成約に至らなかったお客様からも、当社従業員が直にご意見・ご感想を頂戴し、次のプロジェクト・プランに反映・活用させていただくことで、より魅力のある商品を世に送り出したいという考えに基づいたものです。

当社の業容規模・陣容からして、全てのプロジェクトの販売を自社販売形態で行うことは困難ですが、社内研修・OJT等による自社人材の育成及びSNSの積極活用により、お客様への商品訴求力を更にブラッシュアップさせ、自社販売比率(目標8割)を高めていく方針であります。

② 既存エリアの深耕及び分譲エリアの拡大

当社は、2020年9月に東京都新宿区へ本社機能を移転し、新宿本店を中心とした戸建販売事業4拠点とアセットソリューション事業をとおして、都心部の情報収集能力を強化してまいりました。また、2021年4月に、たまプラーザ支店を東京都世田谷区へ移転し、「自由が丘支店」として新たに営業を開始し、神奈川エリアでの業容を保持しつつ、本格的に東京都城南エリアに進出いたしました。

各拠点において人材・陣容の充実に向け継続して取り組み、既存エリアの深耕と併せて未開拓エリアである国道16号線沿線まで分譲エリアの拡大を図ってまいります。

③ 生産性の向上・人材育成

当社は、これまで多くの専門知識や豊富な経験を持った人材を確保し、事業を推進して

まいりましたが、継続的な成長のためには、生産性の向上及び人材育成が必要不可欠であると認識しております。

ITを活用したマンパワー業務の自動化や業務内容の見直しによる無駄の排除に取り組むとともに、社内外での研修・OJTの充実を図ることで人材の育成に取り組んでおります。また、テレワーク・時差出勤の導入といった様々な働き方を推奨することにより、生産性の更なる向上に努めてまいります。

④ コンプライアンス体制及びリスク管理体制の充実

当社の展開する事業に関連する法規は多岐にわたり、また、関連法規の制定・改廃が相次いでおります。また、業務内容の多様化等に伴う取引の継続性や資産性等に関する潜在的なリスク要因を把握して適切に管理していく必要があります。これらに対応するため、コンプライアンス体制及びリスク管理体制をより一層充実させるとともに、社員への教育を徹底し、経営管理体制の強化に努めてまいります。

⑤ プライム市場の上場維持基準への適合

当社は、2022年4月の東京証券取引所の市場区分見直しに伴う市場選択につきまして、2021年12月に「プライム市場」を選択し、「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を提出しております。当該計画書において、業績目標、生産性の向上、IRの充実の3点を具体的な課題として掲げており、これらに重点的に取り組むとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることでプライム市場上場維持基準の充足を目指してまいります。

(7) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

主要な事業	内容	売上高(千円)	構成比(%)
戸建販売事業	戸建住宅及び住宅用地(宅地)の分譲販売、その他	22,662,183	95.4
アセットソリューション事業	投資家向け収益マンション及びマンション等の建設用地の販売、その他	1,101,603	4.6
合計		23,763,786	100.0

(8) 主要な事業所(2022年3月31日現在)

名称	所在地
本社・本店	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
吉祥寺支店	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目31番11号
自由が丘支店	東京都世田谷区奥沢五丁目26番12号
東京支店	東京都千代田区神田神保町一丁目103番地

(9) 従業員の状況(2022年3月31日現在)

区分	従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
合計又は平均	101名(うち女性33名)	14名増	34.8歳	4年6ヶ月

(注) 従業員数には使用人兼務取締役は含んでおりません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な借入先の状況(2022年3月31日現在)

借入先	借入残高(千円)
株式会社みずほ銀行	1,701,500
株式会社三菱UFJ銀行	1,538,600
大東京信用組合	1,497,200
城北信用金庫	1,321,400
多摩信用金庫	1,223,000

(12) 前各号に掲げるもののほか、当該株式会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 13,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,742,897株(自己株式303株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 10,714名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
大林 竜一	2,340,000	40.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	278,600	4.85
平井 浩之	120,000	2.09
五郎川 隆	95,000	1.65
伊藤 一也	75,000	1.31
阿多 賢一	75,000	1.31
唐川 範久	75,000	1.31
柿原 宏之	75,000	1.31
野村証券株式会社	62,700	1.09
クレディ・スイス証券株式会社	59,100	1.03

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項(2022年3月31日現在)

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項(2022年3月31日現在)

(1) 役員の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
大林 竜一	代表取締役社長	—
平井 浩之	常務取締役 東京支店長	—
唐川 範久	常務取締役 本店長 兼アセットソリューション事業部長	—
伊藤 一也	常務取締役 吉祥寺支店長	—
阿多 賢一	取締役 プロジェクトデザイン部長	—
柿原 宏之	取締役 経営管理部長	—
野村 公二	取締役 自由が丘支店長	—
佐々木 榮茂	取締役	フロンティアプランニング有限会社 特別顧問 有限会社佐々木工業 取締役
菅原 宏之	取締役	—
吉原 三千雄	常勤監査役	—
野枝 春夫	監査役	—
長谷川 陽一郎	監査役	Office Hasegawa 代表
中野 明安	監査役	丸の内総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ベクター 社外監査役

- (注) 1. 取締役佐々木榮茂氏及び菅原宏之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役吉原三千雄氏、野枝春夫氏、長谷川陽一郎氏及び中野明安氏の4氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、東京証券取引所に対し、取締役佐々木榮茂氏、菅原宏之氏及び監査役吉原三千雄氏、野枝春夫氏、長谷川陽一郎氏、中野明安氏の6氏を独立役員として届け出ております。
 4. 監査役吉原三千雄氏は、長きにわたり金融機関及び事業会社に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役野枝春夫氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 監査役長谷川陽一郎氏は、事業法人で約10年間財務・経理業務の経験があるほか、ベンチャー・キャピタルで株式公開支援に携わるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7. 監査役中野明安氏は、弁護士としての経験、法律に関する専門的な知識及び知見を有しております。
 8. 監査役中野明安氏は、丸の内総合法律事務所のパートナー弁護士を兼務しており、当社と丸の内総合法律事務所との間には顧問契約があります。(但し、同氏は当該顧問契約に基づく依頼案件には関与していません。)
 9. その他兼職先との間に取引上の特段の関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害補償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬の決定に関する方針

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬は、下記の決定方針に定めるとおり、各取締役の役位、職責、在任年数に応じ、経営成績、世間相場等を総合的に勘案して決定されたものを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

① 取締役の報酬決定の基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬とし、個々の取締役の報酬の額の決定に際しては、個々の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

② 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会にて決定した報酬総額の限度内で、役位、職責、在任年数に応じ、経営成績、世間相場等を総合的に勘案して決定するものとする。

なお、中長期的な業績連動型報酬や自社株報酬制度等は採用していないが、今後は、当社の経営状況、報酬制度の動向、社会的要請を鑑み、業績連動型インセンティブ制度など

の導入について実施を検討するものとする。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の報酬額の配分とする。

(5) 当事業年度に係る役員報酬等の総額

区分	支給人数(名)	報酬等の額(千円)	摘要
取締役	9	124,605	うち社外取締役2名 4,800千円
監査役	4	14,400	うち社外監査役4名
計	13	139,005	

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬は、全て金銭の固定報酬です。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 3. 2015年6月25日開催の定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額3億円以内、監査役の報酬限度額は年額5千万円以内となっております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は3名です。
 4. 当事業年度の取締役の報酬(使用人兼務取締役の使用人給与を除く)は、2020年6月24日及び2021年6月25日開催の取締役会決議により、代表取締役大林竜一に対し、各取締役の配分額の決定を委任しております。委任の理由は、各取締役の役位、職責、在任年数に応じ、経営成績、世間相場等を総合的に勘案して適正な水準の配分額を決定するには、代表取締役社長による決定が適していると判断したためであります。

(6) 社外役員に関する事項
社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	佐々木 榮茂	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、会社経営に関する高い知見と監督能力を踏まえ、必要に応じて発言を行っております。
取締役	菅原 宏之	当事業年度開催の取締役会19回のうち15回に出席し、主に信託銀行勤務時代に不動産関連業務に携わった経験及び会社経営に関する豊富な経験及び幅広い見識を踏まえ、必要に応じて発言を行っております。
常勤監査役	吉原 三千雄	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席、また、当事業年度開催の監査役会19回の全てに出席し、主に長年にわたる金融機関及び事業会社での勤務経験を踏まえ、必要に応じて発言を行っております。
監査役	野枝 春夫	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席、また、当事業年度開催の監査役会19回の全てに出席し、主に信託銀行勤務時代に不動産関連業務に携わった経験を踏まえ、必要に応じて発言を行っております。
監査役	長谷川 陽一郎	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席、また、当事業年度開催の監査役会19回の全てに出席し、主にベンチャー・キャピタルにおいて株式公開支援に携わった経験を踏まえ、必要に応じて発言を行っております。
監査役	中野 明安	当事業年度開催の取締役会19回のうち17回に出席、また、当事業年度開催の監査役会19回のうち17回に出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額(千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の前期における監査計画及び監査職務の遂行状況を踏まえ、第13期(2022年3月期)事業年度の監査計画の内容が、リスク要因に適切に対応した監査体制となっており、効果的かつ効率的で、適正な監査品質を確保するために、必要な監査時間に基づいた監査報酬の見積もりであるかを検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に重大な支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は会社法及び会社法施行規則の定める「業務の適正を確保するための体制」として、2014年6月27日の取締役会にて「内部統制システム基本方針」(2015年5月21日改定)を定め、主に以下の事項について決議しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、経営管理部担当取締役をコンプライアンスに関する統括責任者に任命するとともに、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置し、取締役及び使用人等が、当社の企業理念に則り、法令・定款及び役職員の行動指針となる「役員行動指針」を遵守することを周知・徹底する。
 - ② コンプライアンス活動においては、コンプライアンス委員会が統括し、関連する社内規程の整備と見直し、コンプライアンス違反が発生した場合の対応及び取締役及び使用人等への法令遵守意識の定着と運用の徹底を図る。
 - ③ 研修等必要な諸活動はコンプライアンス委員会が統括し、他部門の協力を得て定期的に行う。
 - ④ 統括責任者は、コンプライアンスに関する活動を取締役に報告する。
 - ⑤ 業務執行部門から独立し、社長に直結した内部監査担当者が、コンプライアンスの状況を定期的に監査する。また、法令等に定める義務違反等の情報について、使用人等が直接情報提供できるように、内部通報窓口を設置する。

- (2) 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関する資料等は、社内規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保管・管理を行う。
 - ② 機密情報の保護については「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護規程」に準拠し、適切に保管管理を行う。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、経営管理部にてリスク管理全体を統括する。
 - ② 具体的リスクが発生した場合には経営管理部が対応するが、社長が全社をあげた対応が必要と判断した場合においては、社長を統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。
 - ③ リスク管理活動においては、経営管理部が統括し、関連する社内規程の整備と見直しを図るとともに、各部門においてその有するリスクの洗い出しを実施し、そのリスクの軽減等に取り組む。

- (4) 取締役の職務の執行が効果的に行われることを確保するための体制
- ① 当社では、取締役の職務の執行が効果的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を行う。
 - ② 当社は、中期経営計画及び年度予算等に基づいた各部門が実施すべき具体的施策を決定し、業務遂行状況を取締役会及び経営会議等において報告させる。
- (5) 財務報告の信頼性を確保する体制
- ① 当社は、財務報告に係る内部統制を統括する組織として社長直下の内部監査体制を構築し、金融商品取引法その他適用のある法令に準拠し、評価、維持改善を行う。
 - ② 各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くべきことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役から求められた場合には、代表取締役は監査役と協議のうえ、専任又は兼任の従業員を監査役スタッフとして配置する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 必要に応じて当該使用人を置いた場合には、使用人は監査役の指揮命令下でその業務を遂行し、また、その人事に係る事項の決定は、監査役の同意を必要とする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況等を把握するため、取締役会・経営会議等の重要な会議に出席すると共に、必要に応じて意見を述べるができる。
 - ② 監査役は、稟議書、契約書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができる。
 - ③ 取締役及び使用人等は、業務遂行に関して重要な法令・定款違反もしくは不正行為の事実又は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告しなければならない。
 - ④ 内部監査部門は、内部監査の実施状況及びその結果、内部通報制度の状況とその内容について随時監査役に報告するものとする。

- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役請求等に従い円滑に行うものとする。
- (11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換等、意思の疎通を図るものとする。
 - ② 監査役は、経営管理部及び内部監査部門と関係を密にして、財務報告に係る内部統制について連携を図るものとする。
 - ③ 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士その他専門家に相談し、監査業務に関する助言を受けることができる。
- (12) 反社会的勢力の排除に向けた体制
- ① 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求には一切応じないことを基本方針とし、その実効性を確保するため反社会的勢力対策規程を整備・周知するとともに、所轄警察署及び顧問弁護士等と緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に対応する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制及びリスク管理体制

当事業年度において、役職員のコンプライアンスの徹底、すなわち法令、定款、規則等の明確に文書化されたルールの遵守を目的としたコンプライアンス委員会を、3ヶ月に1回定期開催いたしました。また、リスク管理体制については、月1回の経営会議及び毎週定例で行われる会議において、リスク情報の共有を図っております。

社内規程については、法令や条例の改正に併せて適宜見直しを行っており、全支店・全部門年2回行われる内部監査にて規程の運用状況を監査しております。また、最新版の規程については、社内イントラネットにて閲覧が可能となっており、併せて重要な規程についてはコンプライアンス委員が主体となって、各部門に研修を行っております。

なお、当事業年度において、インサイダー情報、公益通報に係る研修を行っております。

内部通報については、社外直通のホットラインを整備し、運用しております。

また、反社会的勢力への対応として、新規取引開始前の反社チェックの実施、反社誓約書の締結などを行っております。

(2) 取締役、監査役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を19回、経営会議を12回開催いたしました。これらの会議には、監査役も出席し、経営上の重要事項の決定及び職務執行の監督を実施しました。

(3) 内部監査の状況について

内部監査担当部門は、年度計画に基づき、全支店・全部門の業務活動が法令や社内規程どおりに適切に行われているかを監査し、被監査部門への改善に向けた助言又は提言を行いました。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	19,197,585	流動負債	9,469,257
現金及び預金	6,012,610	工事未払金	1,754,720
売掛金	26,731	短期借入金	2,515,390
完成工事未入金	3,369	1年内償還予定の社債	100,000
販売用不動産	744,685	1年内返済予定の長期借入金	4,167,803
仕掛販売用不動産	12,067,031	リース債務	6,388
未成工事支出金	69	未払金	164,869
前渡金	234,242	未払費用	50,081
前払費用	35,378	未払法人税等	501,525
未収還付法人税等	6,947	未払配当金	344
その他の	66,518	前受金	81,725
固定資産	293,995	前受収益	269
有形固定資産	58,781	未成工事受入金	9,563
建物	28,629	賞与引当金	78,603
車両運搬具	16,832	完成工事補償引当金	21,002
工具、器具及び備品	3,403	その他の	16,968
リース資産	9,916	固定負債	5,316,695
無形固定資産	14,628	社債	160,000
リース資産	10,096	長期借入金	5,116,833
ソフトウェア	4,531	リース債務	14,491
投資その他の資産	220,585	その他の	25,371
出資金	5,030	負債合計	14,785,952
長期前払費用	3,032	純資産の部	
繰延税金資産	75,828	株主資本	4,705,628
差入敷金保証金	123,594	資本金	389,335
長期性預金	2,250	資本剰余金	349,335
その他の	10,851	資本準備金	349,335
		利益剰余金	3,967,136
		その他利益剰余金	3,967,136
		繰越利益剰余金	3,967,136
		自己株式	△179
		純資産合計	4,705,628
資産合計	19,491,581	負債純資産合計	19,491,581

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書
 (自 2021年4月1日
 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		23,763,786
売上原価		19,695,835
売上総利益		4,067,950
販売費及び一般管理費		1,815,833
営業利益		2,252,117
営業外収益		
受取利息	41	
受取配当金	82	
受取手数料料	4,546	
不動産取得税還付金	4,375	
違約金収入	9,000	
その他	5,359	23,406
営業外費用		
支払利息	221,856	
融資手数料料	9,440	
その他	3,863	235,160
経常利益		2,040,363
税引前当期純利益		2,040,363
法人税、住民税及び事業税	647,082	
法人税等調整額	△18,414	628,668
当期純利益		1,411,695

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	384,028	344,028	344,028	—	2,793,406	2,793,406	△137	3,521,326	3,521,326
会計方針の変更による累積的影響額					1,473	1,473		1,473	1,473
会計方針の変更を反映した当期首残高	384,028	344,028	344,028	—	2,794,880	2,794,880	△137	3,522,800	3,522,800
当期変動額									
新株の発行	5,307	5,307	5,307					10,614	10,614
剰余金の配当					△239,439	△239,439		△239,439	△239,439
当期純利益					1,411,695	1,411,695		1,411,695	1,411,695
自己株式の取得							△41	△41	△41
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								—	—
当期変動額合計	5,307	5,307	5,307	—	1,172,256	1,172,256	△41	1,182,828	1,182,828
当期末残高	389,335	349,335	349,335	—	3,967,136	3,967,136	△179	4,705,628	4,705,628

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

アグレ都市デザイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田 勝也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉田 靖史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アグレ都市デザイン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、監査役会を毎月定期的に開催し、取締役会の会議の目的事項（決議・報告事項）に関する事前確認の実施、各監査役の活動状況及び活動結果の共有等を中心に意見交換を行いました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社・本店、吉祥寺支店、東京支店、自由が丘支店において、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況については、取締役会及び内部監査部門との定例打合せ等において定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

アグレ都市デザイン株式会社 監査役会
 常勤社外監査役 吉原 三千雄
 社外監査役 野枝 春夫
 社外監査役 長谷川 陽一郎
 社外監査役 中野 明安

㊦
 ㊦
 ㊦
 ㊦

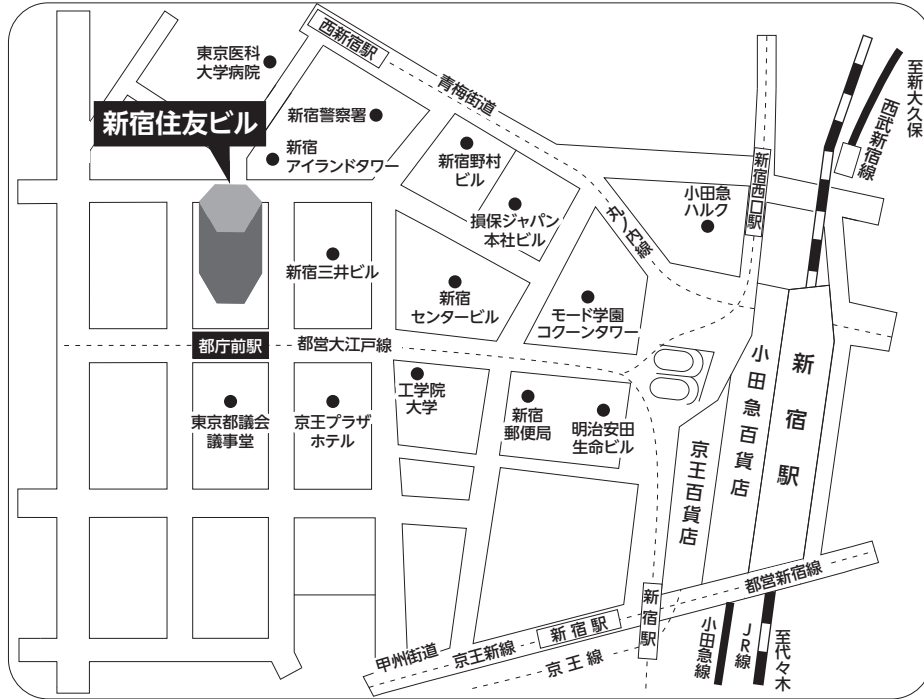
以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビル47階 新宿住友スカイルーム

電 話 03 (6258) 0071

交 通 都営大江戸線「都庁前駅」より徒歩3分
丸ノ内線「西新宿駅」より徒歩4分
J R線他「新宿駅」より徒歩8分



駐車場の準備をしておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。